

# 令和4年10月 産後パパ育休制度等がスタート

～改正育児・介護休業法が3段階で施行されています～

男女とも仕事と育児を両立できるように、育児・介護休業法が改正され、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備の義務化などが順次施行されています。

## 令和4年10月1日施行内容

### 1. 産後パパ育休（出生時育児休業）

【対象期間】子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能

【取得回数】分割して2回取得可能（※まとめて申し出ることが必要）

【申出期限】原則休業の2週間前まで

【休業中の就業】労使協定が締結されている場合に限り、労働者が合意した範囲内で就業することが（※就業可能日には上限があります）

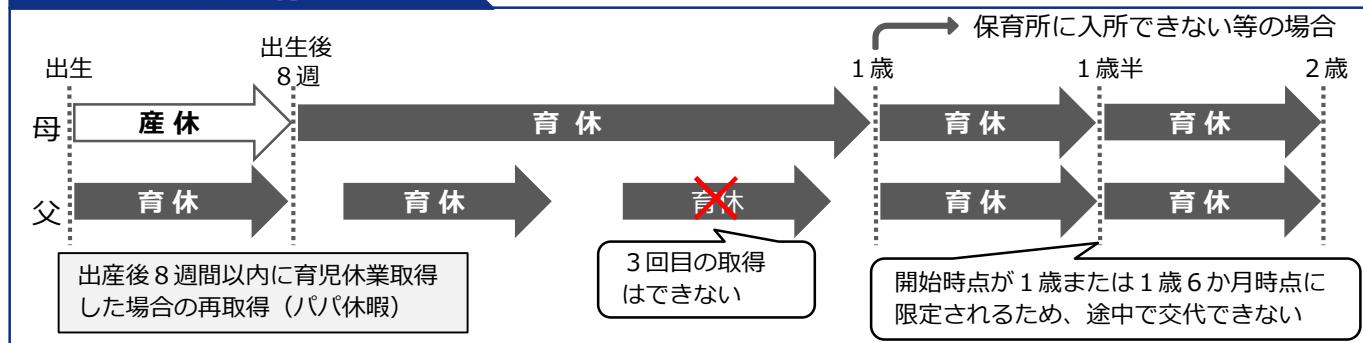
### 2. 育児休業（分割取得、開始日柔軟化）

【分割取得】子が1歳までの育児休業が分割して2回まで取得可能（※産後パパ育休とは別に取得可能）

【1歳以降の延長】1歳以降の育児休業の開始日の柔軟化により、1歳以降の育児休業期間の途中で夫婦で交代することが可能

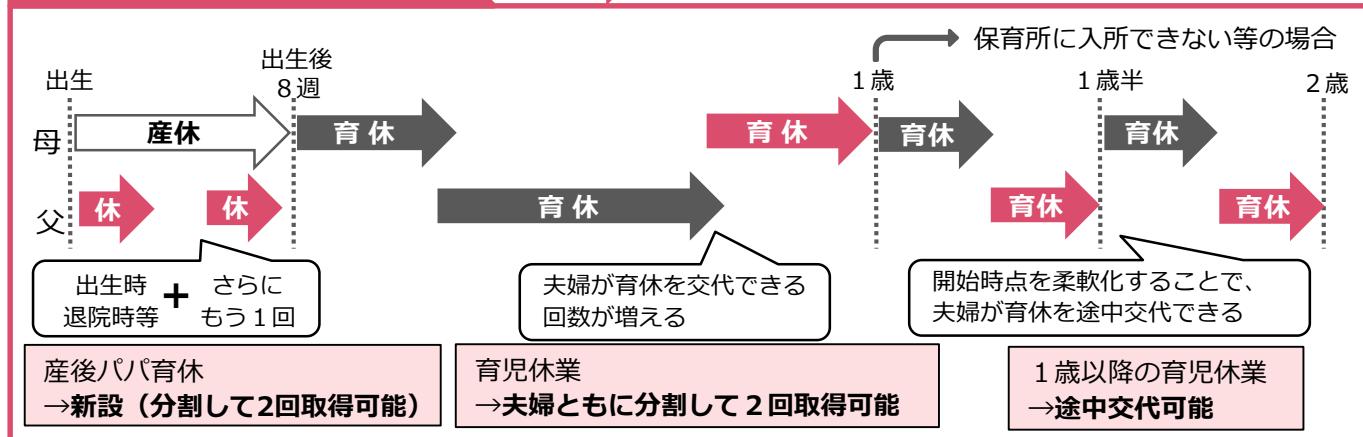
### 改正後の働き方・休み方のイメージ（例）

#### 現 行



#### 令和4年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになります



各種規定例、様式例、解説資料などを厚生労働省HPに掲載しています。

◆厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

改正育児・介護休業法等のオンライン説明会開催中です。

◆山形労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/ikujikaigo2022.html>

詳細は、山形労働局雇用環境・均等室（電話023-624-8228）へお問合せ下さい。